

新型コロナウイルス感染症対策と学校における教育活動について

令和2年9月28日

1 趣旨

これまでの学校における感染防止対策について、現状と課題を明らかにし、今後、感染リスクはゼロにならないことを受け止めつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら、どのように学校教育活動を継続していくか、検討する。

2 教育委員会の取り組み等（令和2年1月～8月）

(1) 経過

期 日	通知 対応 等	内 容
1月30日	感染症が疑われる場合の対応（学校へ通知）	保健所への連絡。受診の仕方。帰国等に係る情報収集 等
2月21日	感染症が発生した場合の対応（学校へ通知）	健康面で心配な事案を確認。帰省・渡航などの情報収集。風邪の時は自宅療養。発生時の対応 等
2月27日	卒業式と入学式 等（学校へ通知）	感染防止対策を講じた式の運営。離任式は割愛 等
2月28日	臨時休業（学校・保護者へ通知）	3月2日～修了式予定の日まで2週間。1日数時間程度の臨時登校日を設定 等
3月2日	臨時休業中、児童の居場所確保（学校へ通知）	学童の情報。学校での見守りを依頼。放課後児童クラブへの職員派遣 等
3月16日・18日	卒業式	16日に中学校、義務教育学校、18日に小学校の卒業式を縮小して実施する。
3月19日	学校再開の方針説明	人事異動内示日に、全校長へ4月から再開の予定と配慮について説明する。
3月25日	学校再開について（学校・保護者へ通知）	4月から通常登校。（入学式は4月7日・8日）3つの密を回避。感染した場合の対応。児童生徒の健康状態の把握。教育活動・指導の配慮。集会の持ち方。4・5月の運動会と校外学習の延期。部活動。保護者に健康観察の依頼 等
3月26日	健康管理の依頼（保護者へ通知）	毎朝の検温と健康観察の実施。ていねいな手洗い・咳エチケット。規則正しい生活習慣の意識、普段から感染リスクがある場所を避ける 等
3月28日	手作りマスクの作成依頼	可能であれば春休みに家庭で作成、再開後に学校の教育活動で作成を依頼する。
4月3日	①学校再開時の内容（学校へ通知）校長会で伝達 ②（同日、校長会后、小学生1名陽性。家族に複数の発熱者が判	①4月6日から10日までの第1週は午前授業、食なし。家庭で見守りができない場合は学校で見守り。部活動は20日から 等 ②始業式予定の日～4月17日まで（2週間）臨時休業。4月20日、中学校始業式。4月21日、中学校入学式、小学校・義務教育学校始業式。4月22日、小学校・義務教育学校入学式。

	明) 臨時休業 (通知) 学校・保護者へ	4月6日から11日まで臨時登校日は設定しない。 4月13日から1日臨時登校日を設定 等
4月7日	臨時登校日を設けない 方針 (学校・保護者へ通知)	臨時登校日中止。教科書は始業式に給与。家庭学習の教材等を保護者の要望を確認し郵送または届ける。2週間の行動履歴について例を挙げて自宅待機を依頼 等
4月8日	教職員の行動履歴について学校へ依頼	2週間の行動履歴について、場合により在宅勤務。
4月14日	臨時休業を延期 (学校・保護者へ通知)	臨時休業を5月10日まで延期。始業式、入学式は4月20～22日。臨時登校日を設定。心のケア、家庭学習、入学式の感染防止対策 等
4月16日	始業式・入学式の延期 (学校・保護者へ通知)	緊急事態宣言、感染状況により、始業式、入学式は行わない。週1回程度の臨時登校は行わない 等
4月20日	在宅勤務 (学校へ通知)	濃厚接触者に係る在宅勤務、及び勤務者削減に係る在宅勤務の考え方、申請、報告等の仕方 等
4月27日	始業式、入学式 (学校・保護者へ通知)	5月11日に全校の始業式・入学式。健康観察の実施、給食の配慮、心のケア、健康診断の延期、スクールバス利用の留意点 等
4月28日	動画配信	A L Tの動画を複数、全校に限定配信をする。
5月5日	臨時休業の延期 (学校 や保護者へ通知)	5月10日までとしていた臨時休業を延期。11日の始業式・入学式は予定通り実施。
5月8日	臨時休業の延期 (学校・保護者へ通知)	5月17日まで延期。5月18日から段階的に学校再開。25日から部活動。分散登校の考え方 等
5月11日	始業式・入学式	全校、始業式・入学式を縮小して実施する。
5月15日	一斉登校を開始 (学校 へ通知)	6月1日から一斉登校。感染防止の各校の課題。通知表の回数や配布の見直し。閉庁日の変更 等
5月15日	各校の対応と課題の整理	各校より分散登校の計画、感染防止対策の具体的な内容について報告を受け、対応する。
5月26日	6月以降の教育課程 (学校へ通知)	児童生徒の感染防止の意識。導線、体育館使用の工夫。「グループ活動」「音読」「歌唱」「調理実習」等 はしない。体育、給食、清掃の留意点。(例 水泳は実施しない) 等
6月11日	部活動 (学校へ通知)	6月20日より他校との交流可能 等
6月25日	オンライン授業説明会	「ZOOM」を使った授業について研修会を行う。
6月29日	7月以降の教育活動 (学校へ通知)	体調と欠席の取り扱い。学びの多様な方法。特別支援学級、給食、行事、清掃、部活動など留意点 等
7月23日 ～	中体連・発表会 会長より報告・通知	地区中総体と地区吹奏楽部発表会実施。7月31日、市内の感染者発生で、柔道、剣道の中止。
8月	①夏休み②始業式	各校9～15日間の夏休み。 16日、17日始業式を実施する。

(2) その他

①中止となった学校関係の対外的な行事 等

- ・市委嘱研究発表会（日新小・日新中）
- ・県中体連、地区中体連柔道・剣道
- ・広域沖縄交流・最上での交流
- ・東北国語研究会、県社会科研究会、県体育研究会
- ・市PTA連絡協議会・市PTA主催ふるさと学習発表会、地区PTA協議会、市長と教育を語る会
- ・教育の日記念行事
- ・山形大学エリアキャンパスもがみ教育実習の合宿、自宅生4名のみ受け入れる。

②感染症対策に係る臨時校長会を2回実施する。

3 学校等への支援

	内 容	対象	主体
1	学校へマスクの配布	児童・生徒・教職員	市・国
2	消毒液等、消耗品の配布	学校	市
3	議員報酬削減による支援 非接触型体温計、足踏み式アルコールディスペンサー、アルコール容器、アルコール、クリアマスク（特別支援学級、通級指導用）、フェイスシールド（保健室対応）、ビニール手袋（消毒用、清掃用 予定）	学校	市
4	臨時休業中における学校給食に係る助成（事業所へ）	食材提供者	市
5	食材提供（県産牛肉、野菜、水産物）	学校	市・県
6	感染症対策・学習保障に係る支援事業 （感染症対策、学習保障。校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう補助）	学校	市・国
7	学校安全ボランティアへマスクの配布	地域	県
8	学習指導員の派遣、スクールサポートスタッフ配置	学校	県

4 学校の取り組み等

(1) 休業中

①家庭の学習課題、教科書給与

- ・家庭訪問、電話等で児童生徒と直接話し、状況を把握し指導をした。
- ・休業中の課題、計画表、生活リズムの資料、教科書を家庭へ配布及び一部郵送した。
- ・メール等の配信により課題の提示、読書の紹介、ALT動画限定配信を行った。

②家庭での様子について

- ・児童生徒は「不要な外出をしない」「密集して遊ばない」などの約束をよく守っていた。
- ・電話や家庭訪問をするとほとんど自宅にいた。
- ・家庭で時間をもてあました。一部生活リズム（ゲーム等）が崩れた児童生徒がいた。

③児童・生徒の感想や反応

- ・早く学校に行きたい。外に出たい、遊びたい。

- ・退屈である。ゲームや動画が中心の生活である。
- ・学習の遅れが心配。部活の技術を取り戻せるか心配。
- ・集中できない。
- ・受検に関する不安、夏休みや行事等がなくなるか不安。 など

④体力

- ・すぐ疲れる、太ってきたなどの印象を受けている教職員がいた。
- ・学校再開後、体力が低下した。例 けがをしやすい、息があがるなどの報告
- ・体育、部活は徐々に運動量を増やし無理をしないようにした。

(2) 再開後

①心のケア

- ・休業中及び学校再開後のストレスはあると、学校では捉えている。
- ・ある学校は、全員と面談をしたり、アンケートをとったりして、児童生徒の様子を把握し指導を行った。
- ・登校日は、教職員は玄関や教室で温かく児童生徒を迎えた。

②偏見・差別の指導について

- ・偏見につながらないように、病気を正しく知るため、感染症の指導を行った。
- ・資料を活用し具体的に指導した。紙芝居や掲示など、発達段階に応じて指導をした。
- ・全員で研修をした学校もあり、マニュアルを作成した。

③学校の新しい生活様式についての主な取り組み

ア 健康に関すること

毎朝の検温とカード記入を保護者に依頼。教室に入る前チェック
 教職員は、毎朝、児童生徒が教室に入る前に、健康観察
 マスク、手洗いの徹底、ソーシャルディスタンスの確保（床の表示）
 体調が悪い児童生徒の居場所を確保し、適切に対応

イ 学習環境、活動に関すること

教室で机を離し距離を確保
 真正面での会話、大きな声を出さない、無言で給食
 グループ活動・音読・歌唱・体育での接触等をしないなどの制限
 学級を2つに分離、教室と多目的スペース両方を使う、ランチルームを分離
 定期的に換気、エアコン使用時も窓を一部開放

ウ 消毒に関すること

給食前の消毒、児童生徒の共有部分（手すり、机、ドアノブ、蛇口等）の消毒
 共有するものの使用制限（図書、遊具等）
 蛇口の使用を少なくするため水筒持参
 部活動の道具等、共有物の消毒

エ 教育課程に関すること

日課表の工夫（休み時間、トイレ休憩時間をずらす、給食前に消毒時間を設定）
 夏休みの短縮に伴い、8月は食中毒防止に細心の注意をはらい、給食を継続

オ 職員に関すること

職員が給食の配膳、職員が清掃を実施
 学級事務は教室で実施、職員室に大勢集まらない工夫
 職員室を2つに分離、対面シートの設置

(3) 教育課程

①授業日数と授業時数について

- ・5月の段階で、授業時数の確保が可能と判断し、各校で計画を見直してもらった。現時点では土曜日授業は考えていない。
- ・文科省では卒業学年を除き、次年度、さらに次の学年で学ぶことを示している。標準時数は確保したが、感染状況により次の学年に移すことがあり得ることを想定している。

②行事、休業日等について

- ・卒業式・入学式は3つの密を回避し、参加者の制限を行い短時間で実施した。
- ・始業式等は、放送を使って行うなどの工夫をして実施した。
- ・運動会を延期し、9月以降に実施する。来賓、参観者の制限、半日開催（会食しない）、種目の精選、活動の制限を行う。
- ・修学旅行は、行き先や時期を見直し再検討している。東北に変更する学校、来年に計画する学校などがある。
- ・文化祭を中止した学校がある。合唱祭等、発表会の行事については、会場の人数制限等、運営を工夫していく必要がある。
- ・通知表配付を弾力的に扱い、面談を延期したり年間2回にしたりした学校がある。
- ・校外学習や総合的な学習の時間等の取材は規模を縮小して実施している。
- ・読み聞かせ等、外部ボランティアの活動を延期している学校がある。
- ・夏休みは9日から15日間と、例年に比べ短くして授業日数を確保した。
- ・年度末、卒業式後に授業日を設定している学校がある。 ほか

5 課題と今後の対応

全国的に、新型コロナウイルス感染症の状況は、日々変わっている。学校は、感染症の収束まで長期化していくことを想定し、感染防止対策と教育活動の両立を図っていく。

また、学校関係者に感染者が出たり、感染が拡大したりした場合に備える。これらを踏まえ、以下の課題について対応していきたい。

(1) 一人一人の学びを充実させるため、ICTを有効に活用する。

①学校での学びについて

感染対策のため活動を制限しながらも探究型学習や学び合いを進めていく。そのために、一人1台のタブレット端末を活用した学習を充実させる。端末が整備されたら、すぐ学習に活用できるようにしたいが、教職員のスキルや意識、児童生徒の個人差への対応、学校へのICT支援が十分でない。今後、子供たちが有効なアプリを使って調べ活動、表現活動、交流活動等が日常的に行えるよう、教職員研修の充実やICT支援員の配置について検討していくことが必要である。

②家庭での学びについて

今後、再び臨時休業期間が生じることもあり得るが、感染対策により学力格差が拡大してはならない。臨時休業を想定し、オンラインでの学びについて準備したい。現状の課題は①と同様である。休業中であっても、担任とクラスメイトがオンラインでつながり、朝の会や学習などができるようにしたい。

- ※ 参考 家庭にWi-Fi環境がある児童生徒はおよそ90%、そのうち日中、児童生徒が使える端末がある割合はおよそ62.7%。端末を使用できない場合はプリントに置き換えるか、端末納入後は、児童生徒に学校の教室等を開放することが考えられる。

(2) 児童・生徒・教職員の健康保持と、心身のケアをする。

①児童生徒について

今後も、学校の新しい生活様式について継続して指導をする。現時点で授業時数は確保しているが、教師主導の授業で児童生徒に学習の負担をかけてはならない。疲れやストレスについて、一人一人の状況を把握し寄り添った指導をしたい。心配な事案については養護教諭やスクールカウンセラー等、チームでケアに努める。また、感染症に係る差別、いじめ、偏見はあってはならないので、今後も発達段階に応じた指導をし、保護者にも理解を求めている。

②教職員について

新しい学校生活の様式を理解し、実行することは、教職員も児童生徒と同様である。学校再開後、6月、7月は例年の学年始めの業務が集中したことと、消毒の実施により、在校等時間が増え、月に80時間を超える職員が複数出るなど、大きな負担が明らかになった。9月以降も行事が集中し多忙な毎日が続く。チームで対応し、児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、改めて勤務時間の管理をしっかりと行っていく必要がある。

(3) 学校関係者に感染者が出た場合や、臨時休業になった場合、適切な対応をする。

①感染した場合について

児童生徒・教職員が感染した場合、市から通知している手順に従って対応する。消毒の方法については原則として以下のように行う。

- ・教育委員会職員と教職員による消毒をする。アルコール、手袋、エプロンなどを準備する必要がある。一時閉鎖は状況により決定する。学校がクラスター（疑い含む）等、複数の感染者や濃厚接触者がいる場合は、業者による消毒を検討する。

②プライバシーの保護について

県の指導により、学校を閉鎖する場合の理由は、「保健所の指導により一時閉鎖」となる。該当者の有無についても公表できないことは各校から保護者に周知を行った。ただし、学校がクラスターになったり、マスコミで公表されたりしている場合はこの限りではない。「プライバシー保護」と「児童生徒及び保護者の不安に対する説明」の両面から判断する必要がある。

③保護者との連携について

今後も、健康観察や家庭学習等について、保護者の協力をいただきたい。また、学校の感染防止対策を伝えたり、教育活動の様子を紹介したりするなど、保護者や地域に対して、発信していきたい。さらに、臨時休業や学校再開に関する対応を迅速に行っていくため、学校は日常からホームページの有効な運用を進めていく必要がある。